

武雄市農業委員会

令和2年4月総会議事録

令和2年4月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和2年4月6日(月)
(開会) 15時00分 (閉会) 16時00分

2. 場 所 武雄市文化会館 ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	農業振興地内、農用地からの除外について	3件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号に規定による届出について	1件
報告第2号	農地等形状変更届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

————— 《事務局職員の人事異動について報告》 —————

開会に先立ち、4月1日付け事務局職員等の人事異動について報告及び対象職員の報告及び挨拶が行われた。

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間となり、令和2年4月の武雄市農業委員会「総会」の準備が整いました。

本日は、農業委員全員に出席いただいております。在任委員の過半数以上の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和2年4月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第5号までの審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、2番 富永光男 委員、8番 田代了三 委員、を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 以下の4項目について報告。内容は省略。

1. 武雄市農業委員会事業報告 令和2年3月4月の行事一覧表
2. 総会審議後の転用許可状況について (報告)
3. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について (報告)
4. 利用権設定業務について (報告)

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。土地は〇〇町の田2筆、面積合計3879㎡。譲渡人は「市外在住のため管理できない」、譲受人は「経営拡大したい」ということで申請されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号2番、所有権移転。〇〇町の田3筆、畑3筆、計2筆2915㎡。譲渡人は「市外在住のため管理できない」、譲受人は「経営規模拡大のため」ということで申請されています。農地の価格につきましては、宅地と同時購入のため、農地だけの価格については不明です。

申請番号3番と4番については、一緒にご説明いたします。権利の内容は、所有権移転です。〇〇町の2筆、3番は708㎡、4番は675㎡です。それぞれの「農地の交換のため」ということで、農地の価格はどちらも発生しておりません。

以上、申請番号1番から4番まで全て3つの判断基準を満たしていると判断しております。ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この4件について地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入ります。何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、特に意見も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による4件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第1号、農地法第3条の規定による4件の許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されております。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。申請番号1番、土地は〇〇町の田1筆と畑1筆の2筆合計968㎡です。十年ほど前に水稲耕作をやめ、シイタケ栽培に使用する古木を植林したということで、申請されております。既

にクヌギ200本を植林されてましたので、始末書が添付されております。農振除外の許可済みで、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断をしております。

議案の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この1件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第3号 農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請》—————

会 長 次に、議案第3号、農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請が6件提出されております。この6件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。
申請番号1番、所有権移転。〇〇町の田3筆、畑1筆の合計面積計953㎡。「現在京都に住んでいるが、実家のある武雄市に一般住宅と絵画教室を建築したい」ということで申請されています。工事完成時は令和2年11月31日。都市計画用途地域内の農地で農地区分は第3種農地、許可基準の該当事

項は「許可し得る」と判断しております。

申請番号2番、所有権移転。〇〇町の畑1筆、489㎡。「現在、妻の実家に住んでいるが、子供の成長を考え一般住宅を建築したい」という申請です。工事完了時期は、令和3年3月31日。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しています。

申請番号3番、所有権移転。〇〇町の畑1筆、365㎡。「子どもの成長に伴い住居が手狭になり、現在居住地区の近くに一般住宅を建築したい」ということで、同時利用として、154.16㎡を含む419.16㎡に一般住宅を建築される計画です。工事完了時期は、令和2年11月です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しています。

申請番号4番。所有権移転。こちらは4条及び5条になっております。〇〇町の畑1筆、72㎡。先程の3番の一般住宅建築に伴い、住宅進入路の譲渡人の農地への進入路が必要となるため申請されるものです。進入路は、譲渡人、譲受人、両名の共有名義になる予定となっております。工事完了時期は、3番と同時期の令和2年11月です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断をしています。

申請番号5番、6番は新幹線工事に伴う作業ヤード等への一時転用になっています。5番は令和2年8月26日まで、6番は令和2年6月24日まで、それぞれ延伸される計画となっております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第3号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第4・5条及び第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第4・5条及び第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明いたします。1ページをご覧ください。「令和2年度第1号利用権設定計画（案）」を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定1件、1筆、922㎡。

橘町、田、再設定1件、3筆、252㎡。

朝日町はございません。

若木町、田、再設定、1件、1筆、1,571㎡。

武内町、田、新規1件、12筆、3,054㎡。
再設定2件、9筆、10,120㎡。

東川登町はございません。

西川登町、田、再設定1件、1筆、776㎡。

山内町、田、新規3件、4筆、1,497㎡。
再設定3件、4筆、5,070㎡。

北方町、田、新規4件、9筆、12,798㎡。
となっています。

3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については、12ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営地盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外について》—————

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 農林課の〇〇と申します。議案第5号の説明をいたします。1ページから2ページに農振除外を行う理由、3ページに18筆のリストとなります。

1ページをご覧ください。

申請番号1番は除外目的が「植林」です。除外場所は〇〇町の田2筆、550㎡です。

2番。「駐車場及び資材置き場」、〇〇町の田1筆、118㎡。

3番。「植林」。〇〇町の田2筆、712㎡。

4番。「一般住宅及び農業用倉庫」。〇〇町の田1筆、688㎡。

5番。「賃貸住宅9棟」。〇〇町の田4筆、2,358㎡。

続きまして2ページお願いします。

6番。「一般住宅」。〇〇町の田、521㎡。

7番。「公民館及び消防詰所」。〇〇町の田4筆、4,437㎡。

8番。「一般住宅」。〇〇町の畑1筆、518㎡。

9番。「植林」。〇〇町の田1筆、1,565㎡。

10番。「コンビニエンスストア」。〇〇町の田1筆、1,832㎡。

10番について補足説明を行います。通常、農振除外の申請をしていた場合、隣接農地の地権者さん、それから地元の区長さん、生産組合長さんの同意の印を押していただいているところですが、10番の案件につきましては、水路を挟んだ隣接農地の地権者さんと地元区長さんから印がいただけなかったということで、申出者から理由書が添付されています。

その理由として、隣接地権者の方は、大雨時の水害について心配をされています。昨年8月の大雨等で、農機具被害を受けられており、そういうことから区長さんは、そのような方がおられる状況では印は押せないということです。農林課としても聞き取りを行い、どういう目的でというのはございましたけども、農振除外地の5要件からみて、水害の問題は今回の計画とはまた別問題であるというふうに判断をいたしまして、本日御意見を伺っているものでございます。

なお、申出者におかれましても、地元住民の御意見は不可欠なものということで、今後説明会等を開催し農地転用許可申請までには理解を得たいと、こちらも聞いております。この10番につきまして、農林課としては農振除外を公用共有化していくと判断して受け付けをした件です。

続いて、農用地域へ編入する土地につきまして、31ページから34ページにありますけれども、32ページをご覧ください。

編入目的は「農地」。編入場所は若木町の1, 378㎡です。今後も果樹園として利用したいと申し出がございましたので、編入を行いたいということでございます。

以上です。ご審議のほうをよろしく願いいたします。

会 長

議案の説明が終わりました。議案第5号について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

〇〇委員

10番の件。意見書読み上げてもらえますか？

農林課

失礼いたします。理由書でよろしゅうございますか？(はい)

理由書、2020年3月9日、株式会社〇〇。この度、武雄市〇〇町大字〇〇 〇〇〇番地の土地の変更及び駐車場、コンビニエンスストアに転用することについて、隣接地所有者、地域関係者と対応してまいりましたが、隣接地権利者の地権者2名のうち1名より、承諾書を回収できておらず、その理由を報告いたします。

理由につきましては、周辺地域の道路等に溢れ出した水による水害がある地域であり、その解決にならないことが承諾を得られない理由になります。この理由に対して、土地工事の内容に、地下受水タンクを設置、浸透性のアスファルト舗装工事等を計画しております。隣接地の所有者には継続して交渉し、ご理解をいただけるように対応してまいります。

以上でございます。

〇〇番委員 受付はいつになってますか？わかれば。

農林課 その件につきまして、申請日は令和2年3月10日とございます。

〇〇番委員 約1か月前ですね。まだ話し合いが済んでいないと地元の人は言われてました。農業委員会としては、また本会議にかかってくるが、県が不採択した場合はどうしようと思っているのですか？

地図上では道路横断でヒューム管に落とすようになっているが、片方には家が何軒も並んでいる。道路も北方線の方が高いので、そっち並みに合わせてもらえば、家の低い方に水が流れて行く。それも一つあると、地元の人は言われた。

県道絡みがあるし、その先が〇〇神社の横の川に流れていくが、その途中に住宅もあるわけですよ。それで、地元の人も反対しているとのこと。そこら辺を明確にして農業委員さんできるでしょうと言われたが、その前に県に農振除外の申請をしないといけないのでと言っている。しかし、早急に〇〇の方が、同意書をもらわないと、結局、農地転用してから、また戻しかけられたら、武雄市の農業委員会は何をしてるのかと言われる。だから、その前の段階でこういうのが出ましたっていうのを杵藤農林に出されないのかなと思って。みなさんどうですか？地元の委員さんどうですか？大体聞いているでしょう？

そういうことで、ちょっと来てくれと言われて私が行った。こういう時どうすればいいのかと聞かれたので、あくまでも農業委員会は通す通さないではなく、農振除外は県が受けるので、そこで一回協議してどうなるかわからない。許可が降りると、また次の段階を農業委員は考えることになると言っているのですよ。

会長 ちょっといいですか？

図面の28、29が10番のですね。今言われているのは、理由書で大雨のとき水路関係が心配で、区長さんとしては承諾しかねないということ。〇〇は地域住民への説明会を、今から行うということですが、我々にはその意見を求められております。10番の概要には番地がずっと書いてありますね。29ページ。

田がどれで、どういう状況か、私のほうではピンとこないわけですよ。地元の意見とか、相原さんは現場に行ってそう言われたとのことですが、皆さんはなにもわからないですよ？いや、知っている人は知っているでしょうが。図面で、田の水路とか、農林課で少し説明できませんか？29ページで番地ばかりあるが、田がどれだの、承諾がもらわれなかったのっていうことを。

農林課 はい。すいません。それでは29ページのですね、この当該の〇〇です。ここの右隣が水路になっておりまして、〇〇の方からは同意が得られてい

るところですが、下の〇〇ですね。こちら方が隣接農地の地権者さんで、こちらの方から同意をいただけてないというようなところです。

少し下に、〇〇とあると思うんですけど、そこの上の地番が消えてるところが宅地になりまして、ここにお住いの方が、大雨時に水路に入りきれなかった水が、その土地を超えて全て家のほうに来るんじゃないかということをご心配されている、というような状況でございます。

〇〇番委員 この県道のヒューム管が小さいですね。

農林課 そういうことから不安ということで、地元の区長さんもそのような方がおられるようであれば、同意できないと仰っておられます。

〇〇番委員 宅地は、県道の北方朝日線の高さより少し上げてくるはずでもんね。下げてはこないはずだから、キチンと説明をして確認をしておかないと。

会長 地元委員さんはどうですか？特にありませんか？

〇〇さんが言われたように意見を求められておりますので、これについては、今言われたようなことで、地域住民との折が合わなかった場合については、農業委員会としては承諾をしきれないというような意見を付けてはどうかと思いますが。この場合は、圃場整備地区になるのですかね？

〇〇番委員 圃場整備です。

会長 圃場整備地区ならば、〇〇土地改良区に許可をもらっているのですか？それはよかったのですか？まだでしょう？

私たち農業委員会としては、地域住民からそういう意見があって、区長さんの承諾書ももらえないということで、10番についての開発は、ちょっと承諾できません、という意見書を付けて対応したいと思いますが、どうでしょうか？地元委員さんから、それはだめと言われたらですけど。

これ10番については意見書を求められているので、承認を受ければ、農業委員会にまた正式に上がってくるはずでもんね。農振除外ですので今は。今の理由で、地元住民のこともあり承諾しかねないという意見を付けて、10番はしまししょうか。

そういうことで武雄市長には意見をつけて。他はいいですか？1番から9番まででは。

事務局 すいません。ちょっと補足ですけど。

議案の2ページの申請番号7番。公民館及び消防詰所についてなんですけど、通常農振除外をされた案件は、転用として転用申請をなされるんですけども、この案件は今の〇〇町の公民館の建て直しになっておりまして、土地収用法を適用はされないんですけども、土地収用法第3条に該当する

事案ではあるので、それについては、転用、申請、転用許可が不要となります。

だから農業委員会の総会には上がってきません。消防署と一緒にです。

〇〇委員 はい。一応は教育員会の方は上げますって言われたので、私が小作をしていますので、無条件で利用権設定の解除をしないとイケないのかな？

事務局 解除ですね？はい。転用許可不要届というのが出されますけども、皆様にご審議をしていただく場がありませんので、意見を述べていただくなら、ここでお願いします。以上です。

会長 7番については、〇〇さんが小作をしてると言っても、承諾もするつもりで、いろいろ揉めてもいないんですよね？何も問題ないのでしょうか？

〇〇委員 出さんでもいいと言われたけど、一応出したがいいと生涯学習課から言われましたので。区長さんに言って、区長さんが納得すれば、出してくださいと。そういうことです。

会長 7番については、特別に異議なしということでもいいわけでしょう？
そしたら、10番については、そのことで出したいと、あとの1番から9番まで、それと農用地への編入については、同意ということで提出をしたいと、武雄市長に意見を出して承認をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか？

(異議なし)

そしたら、この件については異議なしということで、10番については異議あり、1番から9番、編入については異議なしということで、武雄市長に意見書を提出したいと思います。項目的には、事務局に、私のほうに記入を願いたいということによございますか？

(異議なし)

会長 はい。ありがとうございました。

————— 《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について》 —————

会長 以上で、審議事項は終了しましたので、次に報告事項に移ります。
報告事項第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 失礼します。資料につきましては議案9ページ、それと議案資料の26ページをお開き下さい。それでは、報告第1号についてご説明いたします。

番号1番土地は〇〇町にあります畑1筆の面積が138㎡です。今までの農機等の収納庫が昨年の水害で被害を受けたため、安全な場所で格納庫を建てたいということで届出がっております。200㎡未満の農機格納庫になりますので、4条申請ではなく届出が提出されております。転用時期につきましては、令和2年の4月10日から令和2年5月31日となっております。

以上、ご報告いたします。

会 長 はい、この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

(なし)

会 長 特別にないようですので、ご意見、ご質疑あれば出してもらいたいと思いますが、何かございませんか？

(なし)

会 長 特別にないようですので、これについては報告事項でございますので、この程度にとどめさせていただきます。

《報告第2号 農地等形状変更届出について》

会 長 次に報告事項2号について事務局からの説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは、報告第2号についてご説明いたします。

番号1番。土地は〇〇町にあります田1筆、畑1筆の面積が合わせまして1497㎡です。変更理由につきましては、田については水利が悪く、稲作ができない状態のため、嵩上げをして畑へ転換。畑につきましては、田と同じ高さまで嵩上げをして活用したいということになっております。変更時期につきましては、令和2年3月18日から令和3年3月17日です。嵩上げの高さにつきましては、1mから4m。土量につきましては、2500㎡となっております。隣接する農地所有者からの同意については取られてあります。変更後については野菜を作られるということです。

以上、ご報告いたします。

会 長 はい、この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

(なし)

会 長 特別にないようですので、皆様方からのご意見、ご質疑あれば出してもらいたいと思いますが、何かございませんか？

(なし)

会 長 特別にないようですので、これについても報告事項でございますので、この程度にとどめさせていただきたいと思います。

《閉会》

会 長 それでは、以上をもちまして、令和2年4月の農業委員会総会を終わります。